

第6回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 三田隆俊は、平成29年11月27日、午前9時30分、農業委員を足利市役所に召集し、第6回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	三田照子	3	三田隆俊
4	藤生正浩	5	森山進平	6	遠藤茂太
7	河内義昭	8	星野雅彦	9	長谷川良光
10	亀田幸雄	11	仙田光男	12	桐生さとみ
13	清水 茂	14	赤坂安一	15	本島一喜

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 蜂須義久、次長 吉澤勇、副主幹 足立純、主査 糸井隆雄、主任 若井武敏

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名、全員であります。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第6回足利市農業委員会を開会いたします。</p> <p>【午前9時31分 開会】</p>

議長
次長
議長

報告事項について、次長より報告いたさせます。

【事業概要報告】

次長から報告がありましたが、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長

ないようですので、それでは日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の決定について議題といたします。

議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。

6番 遠藤茂太委員、11番 仙田光男委員を指名いたします。

ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。

続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主査。

主査

議案書の1ページをお開き下さい。

農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。総括表に基づきましてご報告いたします。

まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が3件、筆数が6筆、面積が972.61㎡となっております。

続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が18件、筆数が23筆、面積が8,509㎡となっております。

合計いたしまして件数が21件、筆数が29筆、面積が9,481.61㎡となっております。

また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページに、第5条の届出が3ページから6ページに記載されております。

以上報告いたします。よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。

【質問なし】

議長

それでは、専決処理についてご了承願います。

続いて日程第3に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。副主幹。

副主幹

議案書の7ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、申請地は西場町地内の畑、面積23㎡です。

譲受理由は、農作業の効率化を図るため一体利用をしたいで、譲渡理由は、高齢により離農したいというものです。

契約内容は所有権移転の売買です。

続きまして、議案書の45ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断をされております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

7ページにお戻りください。

2番、申請地は久保田町地内の田、面積1,580㎡ほか27筆です。

譲渡理由は、農業者年金の経営移譲年金を受給しているが、設定期間が満了するため、再設定をして引き続き年金を受給したいで、譲受理由は、後継者として引き続き農業経営を行いたいというものです。

契約内容は使用貸借権の設定です。

ちなみに農業者年金の経営移譲年金につきましては、農業者が自分名義で所有するか、借り入れして耕作または養畜の事業を行っている農地について、後継者か第三者に所有権を移転するか、使用収益権を移転、設定または消滅させ、農業経営の経営主であることから引退することによって支給される年金でございます。申請者は既に10年前使用貸借権設定の許可を受けており、今回は再設定の申請となります。

なお、譲受人と譲渡人は親子でございます。

続きまして、議案書の47ページをご覧ください。2番の調査書となっております。各項目とも、適正なものと判断されております。48ページ左側に位置図、48ページ右側から67ページまで公図が載せてございますので、ご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

13番 清水委員。

13番

はい、13番 清水です。

実情調査の結果を報告します。

調査年月日は平成29年11月16日、木曜日、午前9時から、調査班は星野委員を班長といたしまして、桐生委員、本島委員、三田会長、そして私の5名で調査を行いました。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は3条許可申請に伴い、申請地と自作地の現地確認を行ったものであります。

申請地は所有権移転・売買の申請であり、自作地は適正に耕作されておりました。

また、申請地を取得後は自作地と合わせて一体的に利用することで利便性

を図り、米作を行う計画であることから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

8番 星野委員。

8番

はい、8番 星野です。

実情調査の結果を報告いたします。

調査年月日、調査班は1番の案件と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回の調査は、経営移譲年金受給による再設定のための3条許可申請であり、申請地の確認を行ったものであります。

申請地は使用貸借権・設定の申請であり、申請人の自作地の現地調査については、合計いたしまして28筆あり、事前に事務局で確認をし、適正に耕作及び管理がなされていることの報告を受けましたので、省略させていただきました。

また、申請地は自作地の近隣であり耕作をするのに利便性が良いことから、周辺農地の農業上の支障はないものと判断いたしました。

別紙調査書に基づき、許可基準の要件を満たしていることを確認したため、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

9番 長谷川委員。

9番

はい、9番 長谷川です。

参考のためにお聞きしたいのですが、使用貸借で設定をするのであれば、基盤強化法でも使用貸借の取り扱いがあるのですけれども、農業者年金の関係では3条で行わなければならないという規定なのでしょうか。

議長

はい、副主幹。

副主幹

確認いたしまして、後ほど回答いたします。

9番

基盤強化法でいいのであれば、書類が軽減されるかなと思うので、今後申請される方がいらっしやると思いますので、その辺を調べていただきたいと思

います。

議長
次長

はい、次長。

実際には、当初、使用貸借を10年していただくのですが、この10年が満了して再設定の手続きをすることで、農地の売却が可能になります。そういった部分を見ると、多分、3条の再設定をなさいということになっているのではないかと思います。

それはまた、確認後報告させます。

議長

事務局が確認中ですので、わかり次第報告させます。

それ以外に何かございませんか。それでは、なければ本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第1号 2番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。副主幹。

副主幹

それでは議案書の9ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請番号の前の連番がぬけておりましたので、お手数ですが追記をお願いします。2504番が1番、2505番が2番となります。申し訳ございませんでした。

それでは、1番、申請地は福富町地内の田、面積1,298㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例適用外、農地法4-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の68ページをご覧ください。1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。69ページから72ページに実情調査報告書が載せてございますのでご覧をいただきたいと思ます。

それでは、9ページにお戻りください。

2番、申請地は、田島町地内の畑、面積130㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地です。

申請理由は、規模縮小による農地の有効利用と売電のため太陽光発電設備を設置したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例適用外、農地法4-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の73ページをご覧ください。

議長

15番

2番の調査書となっております。各項目とも適正なもの判断をされております。74ページに位置図と公図、75ページに土地利用計画図が参考までに載せてありますのでご覧をいただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 本島委員。

はい、15番 本島です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の68ページをご覧下さい。

今回は、4条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日、調査班は、3条許可申請の案件と同様であります。

調査対象、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

4条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地として利用したいというものです。

転用面積については、公称発電出力は97.20キロワットですが、50キロワット未満の発電設備を計画し、パネル枚数360枚が設置できます、1,298㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、今回の申請地以外にも自己所有の土地を含め設置できる条件の土地を数カ所検討し、日当たりや面積などの条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は水路、西側は公道、南側は田、北側は宅地と田になっています。

また、発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、雨水対策は敷地内自然浸透とすることで周辺農地等への影響はないものと思われまます。

事業費は、全て自己資金で賄うとのことでした。

また、安全対策のためのフェンスの設置については自主的に民地側に後退することと、メンテナンス時の車両は必ず敷地内に駐車することの確認をいたしました。

なお、計画では雨水は敷地内自然浸透となっておりますが、現地は水はけが悪いことから工事完了後のゲリラ豪雨等の状況をメンテナンス時に確認し、必要があれば敷地内に集水桝を設けることや水路に放流が必要な時には水利組合等の関係機関に相談をするように指導いたしました。

結論として、申請地は、福富町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 1番はそのように決定いたしました。
続いて、2番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第2号 2番はそのように決定いたしました。
続いて、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
を議題といたします。
事務局の説明を求めます。副主幹。

副主幹 それでは、議案書の10ページをお開き下さい。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
1番、申請地は野田町地内の畑、面積1,232㎡です。
施設の概要は、太陽光発電設備用地です。
申請理由は、隣接地で太陽光発電をしているが、申請地を譲り受け太陽光発電設備を増設したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。
続きまして、議案書の76ページをご覧ください。
1番の調査書となっております。各項目とも適正なものと判断されております。77ページから82ページに実情調査報告書が載せてございますのでご覧をいただきたいと思います。
それでは議案書の10ページにお戻り下さい。
続きまして2番、申請地は月谷町地内の田、面積189㎡ほか2筆です。
施設の概要は、太陽光発電設備用地です。
申請理由は、太陽光発電をするため申請地を譲り受け、太陽光発電設備を増設したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。
続きまして、議案書の83ページをご覧ください。2番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。84ページに位置図と公図、85ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。
それでは10ページにお戻りください。
続きまして3番、申請地は月谷町地内の田、面積572㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積115.92㎡です。

申請理由は、現在市内の借家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の86ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは議案書の11ページをお開きください。

続きまして4番、申請地は堀込町地内の畑、面積56㎡ほか1筆です。

施設の概要は、駐車場です。

申請理由は、現在市内でプラスチックフィルムの製造販売を行っているが、業務の円滑化および工場内の安全性の向上を図るため、申請地を譲り受け、既存の工場内の駐車場の一部を申請地に移し利用したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の88ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

それでは11ページにお戻りください。

続きまして5番、申請地は新宿町地内の畑、面積397㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積114.26㎡です。

申請理由は、現在市内の市営住宅に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-11、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

続きまして、議案書の90ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてございます。

11ページにお戻りください。

続きまして6番、申請地は瑞穂野町地内の畑、現況が宅地となっておりますが畑の間違いですので訂正をお願いします。面積181㎡です。

施設の概要は、一般住宅一棟、延べ床面積61.25㎡とありますが116.50㎡の誤りですので訂正をお願いします。申し訳ございません。

申請理由は、現在妻の実家に住んでいるが手狭なため、申請地を譲り受け住宅を建築したいで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34-14、長期居住者のための住宅、農地法施行令10-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、隣接する宅地150.85㎡と一体利用します。

続きまして、議案書の92ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。次ページに位置図と公図が載せてあります。

それでは、議案書の12ページをお開き下さい。

続きまして7番、申請地は野田町地内の畑、面積890㎡です。

施設の概要は、太陽光発電設備用地及び資材置場です。

申請理由は、太陽光発電をするため、また太陽光発電事業における資材置場およびメンテナンスにおける作業を行うため、申請地を譲り受け太陽光発電設備の設置と資材置場として利用したいで、農地区分は第2種農地、備考としまして、都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例協議済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

続きまして、議案書の94ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。95ページに位置図と公図、96ページに土地利用計画図が参考までに載せてございます。

以上よろしくご審議をお願いします。

議長

本件は先に1番を上程いたします。

本件は調査班が調査しておりますので、報告を求めます。

12番 桐生委員。

12番

はい、12番 桐生です。

実情調査の結果を報告いたします。

資料の76ページをご覧ください。

今回は、5条許可申請に伴い、申請地の調査と、別添資料の調査書に基づきまして、審査基準の確認を行いました。

調査年月日および調査班は3条許可申請と同様であります。

調査対象、契約内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。

5条許可申請の実情につきましては、申請地の現地調査と、申請代理人の出席のもと、聞き取り調査を行いました。

本件は、申請人が太陽光発電設備用地の敷地拡張として利用したいというものです。

転用面積については、出力148.225キロワットの発電設備を設置しようとして計画し、申請地に発電パネル枚数539枚が設置できる、1,232㎡の面積が必要とのことでした。

土地の選定理由としましては、周辺に障害物がなく日当たりが良いなどの条件の土地を数カ所検討し、条件を満たしている適地が申請地とのことでした。

申請地東側は宅地、西側、南側および北側は公道となります。

発電パネルの設置は、造成を行わず整地のみで行い、周囲は安全対策としてフェンスを設置する予定です。

雨水対策は敷地内自然浸透とし、除草対策として年に2回程度、除草作業を行うとのことです。また安全対策としてフェンスの設置と警備会社による警備を行うことから、周辺農地等への影響はないものと思われま

す。また、事業費は、全て自己資金で賄われることを確認いたしました。

結論として、申請地は、野田町北部の第2種農地であり、申請人の実情から、転用の必要性和確実性が認められ、別紙調査書の許可基準を満たしていることから、調査班としては、許可相当と判断いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 1番はそのように決定いたしました。

続いて、2番から7番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

星野委員。

8番 8番 星野です。

6番の案件について、渡人と受人の関係を教えていただきたい。

副主幹 申請書類上は、親族関係との記載はございませんが、再度担当に確認して報告いたします。

議長 それでは、確認後報告させるとして、それ以外について、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第3号 2番から7番はそのように決定いたしました。

それでは、先ほどの長谷川委員の質問について、確認ができたようなので報告させます。

副主幹 先ほど長谷川委員から質問のございました、経営移譲年金の申請にあたって、農地法での申請が必要かどうかということについて、年金の手引きによりますと、利用権の公告による移譲もできると書かれております。

ただ、今回は再設定で前回は農地法で許可を受けて年金を受給している関係で、今回も農地法の許可を得ることになったと思います。

最初の設定あれば、利用権設定でも可能であります。

議長 長谷川委員、よろしいでしょうか。

9番 はい。

議長 続いて、議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。主査。

主査 それでは議案書の13ページをお開き下さい。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。平成29年11月30日公告分であります。

議案書の14ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定（利用権設定）が、92件で面積308,708㎡です。

続きまして所有権移転は今回は0件です。

なお、詳細については、15ページから39ページに記載されております。18ページと19ページが逆になっており、見にくくて申し訳ありません。

また、14番及び15番の借受人については、利用権設定に伴い農地所有適格法人の承認申請が出され、11月14日に開催された運営委員会において必要な条件を満たしており適格であるとの判断をいただいております。

議案書の97ページをご覧ください。運営委員会の資料が載せてございます。98ページに法人登記簿、99ページから103ページ左側に定款、103ページ右側から112ページに決算報告書、113ページに今回利用権設定する農地の位置図と地積集積図、114ページと115ページに利用権設定申出書が載せてありますのでご覧ください。

審議の後、承認をいただきましたら、いずれも11月30日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件は先に、貸借権設定の1番から7番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限の規定により、4番 藤生委員、9番 長谷川委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午前10時19分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。1番から7番についてです。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、議案第4号 貸借権設定の1番から7番はそのように決定いたしました。

ここで、関連議案の審議が終了しましたので、藤生委員、長谷川委員、赤坂委員の出席を求めます。

【午前10時20分 出席】

議長

続いて、貸借権設定の8番から13番を上程いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律、議事参与制限の規定により、7番 河内委員、8番 星野委員、15番 本島委員の退席を求めます。

【午前10時21分 退席】

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の8番から13番はそのように決定いたしました。

ここで、関連議案の審議が終了しましたので、河内委員、星野委員、本島委員の出席を求めます。

【午前10時22分 出席】

議長

続いて、貸借権設定の14番及び15番を上程いたします。

本件は運営委員会で調査しておりますので、報告を求めます。

5番 森山委員。

5番

はい、5番 森山です。

農地所有適格法人の取り扱いについて、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、利用権設定の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、平成29年11月14日火曜日、午前9時から私と三田会長、長谷川職務代理、遠藤委員、星野委員の5名で調査を行いました。

申請内容、申請理由については事務局から説明がありましたので省略いたします。

今回、本人からの実情調査で「法人化することにより、従業員の社会保険・厚生年金などの福利厚生を充実させて後継者や優秀な人材の確保に努めたい。主にトマト・ねぎ部門を法人に移し、生産している農地や建物を個人名義から徐々に法人化していくことで、担保力をつけて資金調達をスムーズに行えるようにしたい。」との話を聞くことができました。

営農を行う諸条件がすでに整っていることと、本人から農地所有適格法人化による従業員の福利厚生の充実と経営の近代化への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、農地所有適格法人として承認し、かつ今後の農地の取得も差し支えないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしと認め、貸借権設定の14番及び15番はそのように決定いたしました。

続いて、貸借権設定の16番から92番を上程いたします。

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、貸借権設定の16番から92番はそのように決定いたしました。

続いて、議案第5号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。副主幹。

副主幹 議案第5号の説明に入る前に、先ほど星野委員から質問のございました5条許可申請の6番案件についてでございますが、代理人に確認を取りましたところ、申請者は第三者であるとのことでしたので、報告いたします。

それでは議案書の40ページをお開き下さい。

議案第5号 足利市農業委員会「農地等の利用の最適化に指針」について、ご説明いたします。

この指針については新農業委員会制度へ移行した農業委員会が移行後速やかに目標として定め、公表することが「農業委員会等に関する法律」に定められております。

なお、本案につきましては9月14日に開催されました運営委員会にてご協議いただいた後、10月24日に開催されました農地利用最適化推進委員会議におきまして承認をいただいております。それでは全文を読み上げさせていただきます、説明に変えさせていただきます。

41ページをご覧ください。

(指針(案)読み上げ)

以上よろしくご協議をお願いいたします。

議長 ここで暫時休憩といたします。

【午前10時32分 休憩】

議長 休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

【午前10時35分 再開】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしと認め、議案第5号 はそのように承認決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 非農地証明願について、事務局の報告を求めます。

副主幹 報告事項 非農地証明願の処理経過について、ご説明いたします。

42ページをお開きください。

1番、申請地は寺岡町地内の田、現況 宅地、面積142㎡、願出の理由は、昭和51年頃より車庫を建築し宅地として利用しているで、受付の日付は平成29年10月31日、処理の日付は同じく11月6日です。現地確認は事務局と亀田委員で行っております。

以上、ご報告いたします。

議長 | ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。
【意見なし】
議長 | それでは、ご了承願います。
なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知についてを載せておきましたので、ご承知おきください。
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。
以上で、第6回足利市農業委員会を閉会いたします。
【午前10時37分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月25日

足利市農業委員会

6番委員

11番委員